

# 居宅療養管理指導の運営規定

## <事業の目的>

第1条 医療法人社団 心が開設する坂の上ファミリークリニックが行う居宅療養管理指導の事業は、利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## <運営の方針>

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 当事業所の指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供する。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者またはその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は助言を行う。
- (3) 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者とその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (4) 自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

## <事業所の名称及び所在地>

第3条 この事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人社団 心 坂の上ファミリークリニック
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区小豆餅4丁目4番20号

## <従事者の職種、員数及び職務の内容>

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

医師 1名以上（常勤）

訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又はに基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について理解しやすいように指導又は助言を行う。

## <営業日及び営業時間>

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、原則として次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

## <指定居宅療養管理指導の種類>

第6条 坂の上ファミリークリニックが実施する指定居宅療養指導は次の通りとする。

## 医師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

### <利用料その他の費用の額>

- 第7条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その介護負担割合に応じた額とする。
- 交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

### <通常の事業の実施地域>

- 第8条 原則として通常の事業の実施地域は、浜松市全域（事業所から16kmを超える天竜区を除く）、湖西市（事業所から16km以内）、磐田市（事業所から16km以内）とする。

### <虐待の防止のための措置に関する事項>

- 第9条 虐待の防止又は発生、再発を防止するため以下を定める。
- (1) 虐待防止のため委員会を設置する。
  - (2) 虐待防止のため指針を整備する。
  - (3) 虐待防止のため研修を定期的実施する。
  - (4) 虐待防止のため担当者を定める。

### <その他の運営に関する重要事項>

- 第10条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人社団 心と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、2025年12月16日から施行する